

あなたにとっての家族

—「死後離婚」の増加に見る家族観の変化—



いだ みずほ  
井田 瑞江  
関東学院大学社会学部准教授

「死後離婚」という言葉をご存じでしょうか。配偶者の死後に義理の親との親族関係を解消することで、そのための手続きが「姻族関係終了届」です。夫婦は結婚によって家族となり、義理の親やきょうだいという新たな親族関係が生じて家族が増えることとなります。義理の親族関係となる配偶者の親やきょうだいは「姻族」と呼ばれます。義理の親と家族として馴染むまでには時間や忍耐が必要となります。結婚後に同居することが多かった時代であれば、ともに生活をするうちに家族らしくなっていました。同居することが少なくなった現代では義理の親とはお盆や年末年始の帰省くらいでしか会わないという人も多くなっています。夫婦ですら新婚時代には生活習慣の違いなどから大小さまざまな衝突が起り、それを乗り越えて家族になっていくものです。年に

数回しか会わない義理の親と家族らしくはなるのは容易なことではなく、まして相性がよくない場合にはついつい疎遠になりがちです。最近ではお盆や年末年始が近づくと、帰省して夫の実家で「お嫁さん」をしなければならぬことをストレスに感じる女性達の声がマスコミで取り上げられます。数日間だからと頑張ってお嫁さんをしている人も多いですが、「夫の実家には行かない」「行っても泊まらない」という人も増えつつあります。現代の女性たちにとって、結婚とは「自分の選んだ人と新しい家族を作ること」であり、いわゆる「お嫁にいて夫の実家の家族になること」ではないのです。一方で、結婚後も子育ての援助をしてもらうなど自分の実家の親との関係は密に続く場合が増え、夫たちも「妻の負担が減るのなら」と歓迎しているようです。

現代の帰省事情や配偶者の実家との関係性は、義理の親子関係に対する意識の変化が現れたものなのです。義理の親とのかすがいであった夫や妻に先立たれた後も、義理の親と家族としての関係を継続していくことが負担だったり、困難になる場合も出てくるわけです。例えば、夫の死後の義理の親との関係は、介護を期待される嫁の立場にある女性たちにとっては人生の大問題です。世代による家族観のギャップは今後さらに大きくなるでしょう。法務省によると、「姻族関係終了届」の届出数は、2006年度の1,854件から、2015年度の2,783件と、この10年間で約1.5倍に増加しています。この増加は、親世代と子世代の価値観のギャップ、特に義理の親子関係に対する家族観の変化から来ているのです。

& MORE

テーマ「『死ぬ辞め』—まだ大丈夫なうちに—

あまがさ たかし  
天笠 崇 (代々木病院精神科科長)

「第二電通事件」が発覚した頃、ツイッターで多数リツイートされていたマンガから生まれたのが本書。「働きすぎてうっかり自殺しかけました。」「しかも、そんな気なかつたのに。」で始まる本書プロローグにも掲載されている8ページの、このビジュアル力が凄い。精神科医である私たちが、心理的視野狭窄と呼んでいる状態が、そこに追い込まれていくまでのプロセスが、見事に描かれている。

駅のホームを歩いていると体が自然にホームの端に向かってしまうので、ホームの壁に背中をつけて電車を待った。ビルの屋上から下を見て、われに返って恐くなった。フツフツと死にたい気持ちだが、突然わいてくる。いずれも私の担当する患者さんから実際にあった生の報告だ。



- 「死ぬくらいなら会社辞めれば」ができない理由
- 汐街 コナ 著
- ゆうき ゆう 監修
- あさ出版
- 2017年初版
- 1,200円(税別)

診察室の机に電池で動く時計がある。電池が切れてくると針が遅れるようになって、最後は止まる。時計は電池を替えればまた動くけれど、人間は止まったら(死んだら)二度と生き返れない。下手なたとえで解説を試みる。

汐街コナさんのマンガも精神科医ゆうきゆう先生の解説も至ってシンプルかつクリアだ。「まだ大丈夫」なうちに本書を読んで、うっかり死なない(死なさない)ようにしましょう。そう、「死ぬ辞め」に限る。

# Cutting-Edge

[カティング・エッジ]

ジェンダー問題解決の  
カギを提示する  
最前線書誌情報誌



## 性犯罪厳罰化 成果と課題



撮影 鈴木智哉

うちよし さくら  
打越 さく良  
弁護士

### 110年ぶりの改正

性犯罪を厳罰化する改正刑法が、6月16日に参院本会議で全会一致により成立し、7月13日に施行された。

改正刑法のポイントは次のとおりである。

- 1 強姦罪の名称を、「強制性交等罪」に改め、被害者を女性に限定した規定を撤廃した。また、これまで強制わいせつ罪で処罰されてきた肛門内や口腔内への陰茎挿入も対象とすることとした。
- 2 法定刑の下限を、強姦罪の懲役3年、同致死傷罪の懲役5年から強制性交等罪を懲役5年、同致死傷罪を懲役6年に引き上げた。
- 3 強姦罪や強制わいせつ罪などの起訴に必要だった告訴が不要になった。
- 4 親などの監護者がある者がその影響力に乗じて18歳未満の者に対し性交等やわいせつ行為に及んだ場合、暴行や脅迫が無くても罪に問える監護者性交等罪と監護者わいせつ罪を創設した。
- 5 集団強姦罪などを廃止し強制性交等罪などに一本化した。
- 6 同じ被害者に対して強姦の後に強盗に及んだ場合と、強盗の後に強姦に及んだ場合とでは、前者の方が法定刑が軽かったが、こうした先後関係をなくし、強盗・強制性交等罪として一本化した。

性犯罪に関する刑法の大幅改正は明治40(1907)年の制定以来、約110年ぶりのことである。明治40年といえば、女性には参政権はなかった(男性も高額納税者しか与えられていなかった)。女性等の意見が反映されないまま制

定された刑法は、当時の社会の家父長制や男尊女卑の風潮を背景に、強姦等を、女性への人格や尊厳を著しく侵害する行為としてよりも、家の存続といった「男性の血統」を乱す行為として捉え、女性器以外の身体部位への挿入の暴力性を重大視していなかったのである。戦後の日本国憲法のもと、性差別は否定されることになったにもかかわらず、今年ようやく改正に至ったこと自体が、未だ性差別の根強さをあらわにしている。とはいえ、ポイントの1やその他の改正の意義はある。

### 残る課題

親と子、教師と生徒、スポーツ指導者と選手等は、「上下」関係、支配従属関係に陥りやすい。そのような関係では、暴行や脅迫がなくても、性暴力が発生しやすい。加害者は、被害者がNOと言にくいことを熟知して、その関係性に乗じて性的行為を強要しているのだ。今回の改正では、ポイントの4のとおり、親など監護者を行為者に限定した類型を創設した。しかし、支配従属関係に陥るのは、上記のとおり、監護者に限らない。実際に教師やスポーツ指導者等からの性暴力は暴行や脅迫等の立証が難しく不起訴になる場合があることが、改正が議論された法制審議会でも指摘された。この点を重視し、暴行や脅迫がなくても罪に問える加害者の類型がさらに検討されるべきであろう。

また、法制審議会では、性器や肛門への手指や異物の挿入も、男性器の挿入と同様性的な暴力であるとの議論もされたが、改正に盛り込まれなかった。

引き続き、性被害の実態に即した検討が望まれる。